

店頭外国為替証拠金取引約款

第 1 条（本約款の趣旨）

1. この約款（以下「本約款」といいます。）は、お客様が株式会社サイバーエージェント FX（以下「弊社」といいます。）との間でインターネットを利用して行う外国為替証拠金取引（以下、個別に行われる各取引を「個別取引」といい、総称して「本取引」といいます。）に関して、弊社の取引システム（以下「本システム」といいます。）によりお客様に提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）の特徴、取引条件、仕組み及びリスク、並びに本取引における権利義務関係に関するお客様と弊社との間の取り決めです。
2. 外国為替証拠金取引とは、事前に取引金額の一部を証拠金として預託した上で差金決済による外国為替の売買を行う店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 22 項に該当する取引で、売買の目的となっている通貨の売戻しまたは買戻し等をした時の差金の授受によって決済する事ができる取引）をいいます。

第 2 条（リスク及び自己責任の原則）

外国為替証拠金取引には外貨預金・外貨建て MMF 等のお取引に比べ高度なリスクが伴います。お客様は、本取引を行うにあたり、弊社から本約款及び取引説明書の交付を受けた事を確認し、それらの内容を十分に理解し、かつこれらを異議なく承諾して頂き、かつ外国為替証拠金取引の特徴、仕組み及びリスク、並びに本取引の特徴、取引条件を把握し、また次の各号に掲げる本取引のリスク等を十分に理解した上で、自己の判断と責任において、自己の計算により本取引を行う事に合意するものとします。

- (1) 外国為替証拠金取引は、政治・経済情勢の変化及び各国政府・自主規制機関の法令等（第 8 条第 7 項に定義されます。）若しくは規制等により影響を受けるおそれがある事。
- (2) システム機器、通信機器等の故障・障害等その他のシステム上の問題を原因とする不測の事態により取引の制限が生じるおそれがある事。
- (3) 外国為替市場では 24 時間常に行き来レートが変動している（土日・一部の休日等を除きます。）事から、相場の変動等により、為替差損が発生するおそれ（価格変動リスク）がある事。
- (4) 外国為替証拠金取引では、少額の証拠金（委託証拠金を含みます。以下同じ。）を拠出する事で多額の取引を行う事ができ、大きな利益を得る可能性がある反面、多大な損失を生じるおそれがある事、また場合によっては、当該損失の額が預託された証拠金の額を上回るおそれがある事。
- (5) 相場の変動等により、評価損が一定額を超えた時は、追加の証拠金の預託が必要となる場合がある事。
- (6) 証拠金は取引に際し担保として差し入れるものであって投資元本ではない事、及び、

預託した証拠金相当額の返還は保証されない事。

(7) 取引に異常が生じた場合またはそのおそれがある場合並びにカバー取引先からのレート配信に異常が生じた場合またはそのおそれがある場合に、取引の停止・中止等を行う場合がある事。

(8) 本取引では、お客様の損失の拡大を防ぐ目的で、弊社の判断または弊社の所定の方法によりお客様の計算において反対売買等の必要な措置を講じる場合がある事、及び、かかる措置が講じられたか否かにかかわらず通貨等の価格変動または経済指標の数値の変動等により、多大な損失を生ずる事となるおそれがあり、当該損失の額が預託された証拠金の額を上回る事となるおそれがある事。

(9) 主要国の祝日や特定の時間帯において、または、天災地変、戦争、政変、為替管理政策の変更、同盟罷業、為替相場の異常な変動等の特殊な状況により、弊社からのレートの提示が困難になり、お客様が保有するポジション（建玉）を決済する事や新たにポジション（建玉）を保有する事が困難となるおそれ（流動性リスク）がある事。

(10) 取引する通貨によっては、市場での売買高が少ない為、売戻しまたは買戻しができない等、意図した取引ができないおそれがある事、及び、通貨の流動性が低下すると、その通貨の取引ができなくなり、お客様に損失が生じるおそれがある事。

(11) 弊社が本取引に関連して取引を行う外国為替証拠金取引業者並びにカバー取引の取引先金融機関の破綻等に起因する取引制限、またはカバー取引先の変更に伴う未決済のポジション（建玉）及び預託された証拠金の移管等によりお客様に損害等が発生するおそれ（取引先信用リスク）がある事。

(12) お客様が外貨を証拠金として預託した場合、預託された証拠金についても同様の外国為替取引相場の変動リスクがあり、かかる相場変動による追加の証拠金の預託等の措置が必要となる場合がある事。

(13) 本取引により生じるお客様の弊社に対する債権は、弊社に対する一般の債権者と同様に取り扱われる事。

(14) お客様と弊社が行う取引については、店頭相対取引として行うものであり、弊社が表示する通貨等の売付けの価格と買付けの価格とに差（スプレッド）がある事。

(15) 本取引に関連して発生する、通貨間の金利差調整額（スワップポイント）に関して、各国の金利状況の動きによりお客様に損失が発生するおそれがある事。

(16) 本取引においては両建て取引を行える事、並びに、両建て取引は、取引手数料が二重に掛かる事、スワップポイントにより逆ざやが生じるおそれがある事、仲値を基準とする売値及び買値の価格差についてお客様が二重に負担する事等のデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがある取引である事。

(17) 本取引の取引手数料の額その他の取引条件の細則については、取引説明書等において、別途弊社が定める事。

(18) 本取引の口座番号等（第8条第1項に定義されます。）は、盗難または第三者への

漏洩のないよう、お客様が自己の責任で管理する必要がある事、第三者がお客様の口座番号等を利用した場合にもお客様ご本人が責任を負う事。

(19) 本取引に含まれるリスクとして上記に掲げられたものは外国為替証拠金取引のリスクの一部であり、全てのリスクを網羅しているわけではない事。

(20) 外国為替証拠金取引は、多額の損失を被る危険を伴う取引をお客様の自らの判断と責任において行うものである為、本約款及び取引説明書のみには依拠する事なく、適宜、自己の弁護士、税理士等の専門家の助言を得る等しながら、お客様が自ら取引の特徴、取引条件、仕組み及びリスクについて十分に研究し、知識、経験、財産の状況及び投資目的等に見合った取引を行う事が肝要である事。

第 3 条 (機器等の環境)

1. 本取引は口座開設から決済までを主としてインターネットを通じた非対面取引により行うものであり、本取引を行う為には、お客様は単独でパソコンまたは携帯端末での基本操作を行える事が必要です。

2. 本システムの利用にあたり、お客様は、予め本システムを利用する為に必要な機器、回線、設備及びソフトウェア等（以下「機器等」といいます。）をお客様の責任及び費用負担において準備し、維持するものとします。

3. 本システムの規格変更その他の理由により、お客様の使用している機器等が本システムに対応する事ができなくなった場合、お客様は、お客様の責任及び費用負担において本システムに対応した機器等を準備するものとします。

第 4 条 (定義)

1. 「営業日」とは、法令等（第 8 条第 7 項に定義されます。）による国内の金融機関の休業日以外の日をいいます。

2. 「取引証拠金」とは、個別取引の担保として弊社に予め預託する事が必要な担保金をいい、その具体的な金額その他の事項は取引説明書において定められるものとします。

3. 「反対売買」とは、未決済のポジション（建玉）の売戻しまたは買戻しをする事をいいます。

4. 「必要情報」とは、本取引を行うに際して必要があると弊社が定める情報（電子メールアドレス及び第 6 条第 2 項に定める適格要件の充足に関する情報を含みます。）をいいます。

5. 「約定」とは、お客様の計算において、お客様の注文に従って、売買取引が成立する事をいいます。

6. 「ロスカットルール」とは、お客様の損失拡大を防ぐ為、弊社の所定の方法により強制的にお客様の保有する全てのポジション（建玉）を反対売買して決済する制度の事をいいます。

第 5 条（法令等の遵守）

お客様及び弊社は、本取引にあたり「外国為替及び外国貿易法」、「金融商品取引法」その他の関係法令を遵守するものとします。

第 6 条（口座の開設及び取引の適格要件）

1. お客様は、本取引を行う事を目的として、弊社の所定の手続き（本人確認の手続き等を含みます。）に従い弊社店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」口座（以下「本口座」といいます。）と共に、取引所為替証拠金取引口座「くりっく 365」口座（以下「くりっく 365 口座」といいます。）の開設の申し込みを行うものとします。

尚、ご希望の場合、店頭外国為替証拠金取引「CyberAgent FX MT4」口座（以下「MT4 口座」といいます）も併せて受付可能です。

2. 本口座の開設及び個別取引の実施にあたっては、当該時点において、お客様が外国為替証拠金取引の特徴、仕組み及びリスク、並びに、本取引の特徴、取引条件、仕組み及びリスク等について、本約款及び取引説明書を十分に理解し、かつこれらに異議なく承諾している事、及び以下の各号の要件を満たしている事を必要とします。

（個人のお客様の場合）

- (1) ご自身の判断と責任により外国為替証拠金取引を行える事。
- (2) 弊社から電子メールまたは電話で常時連絡を取る事ができる事。
- (3) ご自身専用の電子メールアドレスをお持ちである事。
- (4) 契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供する事を、書面または電磁的方法によりご承諾頂ける事。
- (5) 日本国内に居住する 20 才以上の行為能力を有する個人である事。
- (6) 本約款に定めるお客様の義務に違反していない事。
- (7) マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用する為に外国為替証拠金取引を行わない事、または反社会的勢力（法令その他の事情を鑑み、弊社が反社会的勢力と認めたものを含む。以下同じ。）の一員でない事。

(8) お客様が弊社より払い戻す金銭の受取口座（振込先銀行口座）は、国内に存する金融機関の中から弊社が指定する金融機関に開設する事に同意頂ける事。

(9) 外国為替証拠金取引業者に勤務していない事。

(10) その他弊社所定の基準を満たしている事。

(法人のお客様の場合)

(1) 日本国内で本店若しくは支店が登記されている法人である事。

(2) 商業登記上の本店若しくは支店にて郵便物の受け取りが可能な事。

(3) 取引及び取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」）を選任する事。また、取引担当者は、弊社が定める基準を満たしている事。尚、弊社所定の「取引担当者」の基準の主なものとは以下のようになっております。

- ・取引担当者は1口座につき1名。
- ・取引担当者と法人代表者は同一でも可能。
- ・法人代表者に代わり弊社との取引について、責任及び権限がある事。
- ・日本国内に居住する20才以上の行為能力を有する個人である事。
- ・口座名義人である法人に籍がある事。

(4) 取引担当者の判断と責任により外国為替証拠金取引を行える事。

(5) 弊社からの電子メールまたは電話で常時連絡をとる事ができる事。

(6) 法人の電子メールアドレスをお持ちである事。

(7) 契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供する事を、書面または電磁的方法によりご承諾頂ける事。

(8) 本約款に定めるお客様の義務に違反していない事。

(9) マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用する為に外国為替証拠金取引を行わない事、または反社会的勢力（法令その他の事情を鑑み、弊社が反社会的勢力と認めたものを含む。以下同じ。）の一員でない事。

(10) お客様が弊社より払い戻す金銭の受取口座（振込先銀行口座）は、国内に存する金融機関の中から弊社が指定する金融機関に開設する事にご同意頂ける事。

(11) 金融商品取引業者でない事。

(12) その他弊社が定める基準を満たしている事。

第7条（本取引に関する注意事項）

1. 法人口座における取引は、原則、取引担当者の指示によるものとします。

(1) 弊社からのメール、お電話等によるご連絡も取引担当者の方に差し上げます。

(2) 取引担当者と連絡が取れない場合は、口座名義人である法人代表者にご連絡させて頂

きます。

2. 本取引に関して行われる全ての金銭の計上は本口座を用いて処理するものとします。本口座は、お客様お一人様につき、一口座とさせていただきます。
3. 本口座の開設または個別取引の諾否は、弊社が弊社の審査基準（第6条第2項に定める適格要件を含みます。）に基づき判定するものとし、かかる審査基準に違反すると弊社が合理的に認めた場合には、弊社は本口座の開設または個別取引をお断りする事ができるものとします。尚、弊社は、かかる審査基準を開示しないものとします。また、判定の結果弊社が本口座の開設または個別取引をお断りした場合であっても、弊社は、その理由については開示しないものとします。
4. 本口座を開設したお客様が、第6条第2項に定められる適格要件を満たさなくなった場合には、直ちに弊社に対して通知するものとします。

第8条（口座の名義）

1. 第6条に基づき弊社がお客様の本口座の開設を承諾した場合、弊社は、お客様に対して書面により本口座の口座番号及びパスワード（お客様が申し込み時に指定したもの）（以下「口座番号等」といいます。）を通知します。お客様は個別取引の開始時に口座番号等を入力し、入力された情報が、弊社が書面により通知した口座番号等と一致した場合にのみ、個別取引を開始する事ができます。尚、お客様は、生年月日、電話番号、同一数字等の他人から推測されやすい番号をパスワードに指定する事は避けると共に、お客様の管理上の必要に応じ、一定期間毎または不定期に、お客様の責任で、弊社の所定の方法により変更するものとします。
2. 前項に基づき弊社が通知した口座番号等を使用できるのはお客様ご本人に限る事とし、これらを共同で使用しまたは他人に貸与若しくは譲渡する事はできません。また、お客様は、自ら行うか第三者を通じて行うかにかかわらず、弊社に届け出た名義以外の名義により本口座に対して入金する事はできないものとします。
3. お客様は、自己の判断と責任において、自己の計算により本取引を行うものとし、第三者から委託を受けてまたは第三者に委託して本取引を行う事はできないものとします。
4. お客様が前二項の規定に違反すると弊社が合理的に認めた場合には、弊社は、お客様の口座の機能の全部若しくは一部を停止または解約する事ができ、お客様はこれに異議を述べないものとします。また、弊社が口座番号等の使用状況や入金者に関する事項等につい

てお客様に対して情報提供を求めた場合には、お客様は合理的な範囲でこれに応じるもの
とします。

5. お客様は、口座番号等が第三者により不正に使用されないよう、これを適正に管理しな
ければならず、お客様の口座番号等により、第三者が行った全ての取引についての責任は
お客様ご本人が負担するものとします。また、第三者がお客様の口座番号等を使用して本
取引を行う事によりお客様に生じた損害について、弊社は、故意または重大な過失がない
限り、一切の責任を負担しないものとします。さらに、お客様が、第三者にお客様の口座
番号等を使用させた事に関して弊社に損害等が生じた場合には、お客様は、弊社に対して、
かかる損害等を賠償、補償または補填するものとします。

6. 本口座の開設の申し込みに際して、お客様は弊社に対して正確な必要情報を提供するも
のとし、また申し込み時にお客様が提供した必要情報に変更が生じた場合には、お客様は
直ちに弊社に対して通知するものとします。お客様が申し込み時に事実と異なる必要情報
を提供した場合、または必要情報の変更にもかかわらずお客様が弊社に対して変更の通知
をしなかった場合には、これらに起因してお客様に生じた一切の責任はお客様が負担する
ものとし、弊社は、故意または重大な過失がない限り一切の責任を負わないものとします。

7. お客様が、本取引を行う事は、法律、政令、規則その他の法令（以下「法令等」といい
ます。）、行政機関の規則・ガイドラインその他規制等、自主規制機関の規制等及び定款
その他の社内規則（お客様が法人の場合）に違反せず、また本取引の為に必要な法令上
の手続き（許認可の取得、司法・行政機関等への報告・届出等を含みます。）及び社内手続
き（お客様が法人の場合）はその全てが履践されているものとし、これらに違反した事
によりお客様または弊社に生じた一切の損害はお客様が負担するものとします。

第 9 条（本取引の取引条件、本サービスの範囲）

1. 本取引の取引条件及び本サービスの範囲は、取引説明書において定めるものとします。

2. 弊社は、本取引の取引条件、本サービスの範囲を実質的に変更する場合には、変更する
旨及びその内容を、弊社の運営する Web サイト（以下単に「Web サイト」といいます。）に
おいて、お客様に公表した上で、変更するものとします。

3. 個別取引毎の具体的な取引の種類、取引対象通貨等、期限、取引の件数または数量、約
定数値、売買の別、その他の事項は、第 14 条に従ったお客様の注文に基づき、決定される
ものとします。

第 10 条（本サービス提供の一時停止）

弊社は、本システムの機器等の瑕疵若しくは障害（以下「システム障害」といいます。）または補修等やむを得ない事由がある場合には、予告なく、本サービスの全部または一部の提供を一時停止する事ができるものとします。

第 11 条（証拠金）

1. お客様は、個別取引を行うにあたり、個別取引によって生じるお客様の一切の債務を担保する為に、弊社に対して、当該個別取引にかかる取引証拠金の金額以上の証拠金を弊社所定の方法により本口座に予め預託するものとします。
2. 証拠金は、お客様の振込みの完了時点ではなく、本システムがその入金を合理的に認識しうる時点をもって預託されたものとします。
3. お客様から証拠金の返還請求がなされた場合において、お客様のポジション（建玉）の保有状況、経済情勢その他事由より、この返還請求に応じた場合にお客様がロスカットルールの発動に至る可能性が高いと弊社が合理的に認める場合には、弊社はこの返還請求を拒否できるものとします。
4. 取引証拠金には、利息が付与されないものとします。
5. 本約款に定める他、証拠金の金額、入出金の手続きその他の取り扱いについては取引説明書に定めるところによるものとします。

第 12 条（証拠金の追加差し入れ）

1. お客様の実預託額（取引説明書において定められます。以下同じ。）が、一定の日時において維持証拠金額（取引説明書において定められます。以下同じ。）を下回った場合、お客様は、弊社所定の日時まで、弊社所定の方法により証拠金を本口座へ追加預託するものとします。
2. 前項の追加預託を弊社所定の日時に確認できない場合、弊社は、お客様に通知する事なく、弊社所定の方法においてお客様の全てのポジション（建玉）の反対売買をし、決済する事ができるものとします。
3. 証拠金の追加預託の要否及びその金額の確認は、お客様が本システムを利用する事によって自ら行うものとします。
4. 本約款に定める他、証拠金の追加預託の手続きその他の取り扱いについては取引説明書に定めるところによるものとします。

第 13 条（証拠金の振替）

1. くりっく 365 口座を開設されているお客様は、お客様が外貨 ex 口座に預託している証拠金の額が、弊社が定める額を超えている場合は、その超えている額の全部または一部の円貨を、弊社が定める方法によりお客様が開設されているくりっく 365 口座へ振り替える事ができます。
2. 振替の依頼は、原則、本システムに従ってのみ行う事ができるものとします。
3. 本約款に定める他、証拠金振替の取り扱いについては取引説明書に定めるところによるものとします。

第 14 条（注文及び注文の有効期限）

1. お客様は、本取引を行うにあたり、本システムに従い、取引対象通貨、数量及び約定数値等の注文事項を明らかにした上で、注文を行うものとします。本取引にかかる注文は本システムに従ってのみ行う事ができるものとします。
2. 前項にもかかわらず、災害その他の事由に基づき客観的にお客様が本システムを使用できない状況が発生し、かつ弊社が必要と認めた場合には、お客様は、電話、FAX、電子メール等のうち別途弊社が指定する方法により、売買の注文を行う事ができるものとします。
3. 本約款に定める他、本取引の注文方法、有効期限、その他の取り扱いについては取引説明書に定めるところによるものとします。

第 15 条（注文の受付）

1. お客様が本システムを利用して弊社へ発注する注文は、お客様が Web サイトにおいて注文を入力し、確認の入力を行った後、弊社がその入力内容を受け付けた時点で完了するものとします。
2. 前項にもかかわらず、システム障害等の理由により弊社が本システムを運営できない状況が発生した場合には、電話、FAX、電子メールその他手段を問わず、別途弊社が認める場合以外の注文の受付は一切行わないものとします。

第 16 条（注文の取消等）

1. お客様が本システムを利用して弊社に指示された注文は、当該注文が約定されていない限り（執行中を除く）、お客様は当該注文を取消または撤回する事（以下「取消等」といいます。）ができるものとします。かかる取消等は、弊社が取消等する旨の入力内容を受け付けた時点で効力を発生するものとし、効力発生までに注文の約定が行われた場合には、注文の約定が優先するものとします。

2. お客様の注文は、約定前（執行中を除く）かつ弊社が訂正を認める場合に限り、その内容を訂正できるものとします。

第 17 条（注文の受注）

1. お客様が本システムを利用して弊社に対して注文を行ったとしても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、弊社は、お客様のポジション（建玉）を決済する為に必要な反対売買の注文以外、全ての注文の受注を行わないものとします。

- (1) 本口座に入金されている証拠金が当該注文の取引証拠金の金額に満たない場合。
- (2) お客様の注文が本約款等に反する場合。
- (3) お客様が第 6 条 2 項に定める適格要件を満たされなくなった場合。

2. お客様の注文ミスまたはお客様が必要な確認を怠った為に、注文が約定され、または約定されなかった場合、弊社は一切責任を負わないものとします。

第 18 条（注文等の照会）

お客様が本システムを利用して行った取引の内容は、本システムを利用して Web サイト上の取引画面（以下「取引画面」といいます。）にて照会できるものとし、お客様は自己の責任により、取引画面において、本取引の管理を行うものとします。

第 19 条（取引手数料）

お客様が本システムを利用して注文を行い、かつ当該注文が約定された場合（ロスカットルール、追証ルールに基づく強制決済を含みます。）、弊社は、弊社所定の取引手数料を申し受けるものとします。取引手数料の額、徴収方法その他の取引手数料に関する取り扱いについては取引説明書に定めるところによるものとします。

第 20 条（ロスカットルール）

1. お客様の有効証拠金額が弊社所定の割合を下回った場合、弊社はロスカットルールを発動し、お客様に通知する事なく、弊社所定の方法においてお客様のポジション（建玉）の反対売買をし、決済する事ができるものとします。
2. ロスカットルールの具体的内容、発動基準その他の取り扱いについては取引説明書に定めるところによるものとします。

第 21 条（強制決済）

1. お客様について、次の各号の事由のいずれかが生じたとき弊社が認めた場合には、第 12 条、第 20 条のみにかかわらず、弊社から通知、催告等を要せず、弊社は当該時点においてお客様が保有するポジション（建玉）につき、強制的に反対売買等をし、決済を行う事ができるものとします。

(1) 支払いの停止または破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始若しくは特別清算開始またはこれらに類似する手続きの申立があった時。

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた時。

(3) お客様の弊社に対する本取引にかかる債権その他お客様の弊社に対する一切の債権（有効証拠金の返還請求権を含みます。）のいずれかについて仮差押、仮処分、差押、競売手続、滞納処分その他これらに類似の事実（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由を含みます。）が発生した時、またはこれらの申立、処分若しくは通知を受ける可能性のある事由が生じた時。

(4) 本取引にかかる債務に関してお客様が弊社に対して差し入れている担保の目的物（本口座内の金銭を含みます。）について仮差押、仮処分、差押、競売手続、滞納処分その他これらに類似の事実（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由を含みます。）が発生した時、またはこれらの申立、処分若しくは通知を受ける可能性のある事由が生じた時。

(5) 住所変更の届出を怠る等お客様の責めに帰すべき事由によって、弊社にお客様の所在が不明となった時、または弊社による電話等による連絡が不可能であると弊社が判断した時。

(6) 海外に居住する事となった時。

(7) 死亡した時。

(8) 心身機能の重度な低下等により、本取引の継続が著しく困難または不可能となった時。

(9) 地震その他の天災等の緊急事態が生じた場合において、弊社が合理的と判断した時。

(10) お客様が弊社の業務に重大な支障をきたすと弊社が認める行為を行った時。

2. お客様について、次の各号の事由のいずれかが生じたと弊社が認めた場合には、弊社はまずお客様に対して注文期限を定めて反対売買等をする旨の請求をする事ができ、弊社よりかかる請求があった場合には、お客様は、弊社の指定する注文期限までに、当該時点において保有するポジション（建玉）について反対売買等をし、決済しなければなりません。但し、かかる注文期限までに、お客様が反対売買等の注文を行わない時は、弊社は、お客様への事前連絡やお客様の承諾を要する事なく、任意に、当該ポジション（建玉）の反対売買等をし、決済する事ができるものとします。

(1) 口座開設時に虚偽の申告をした事が判明した場合。

(2) お客様の弊社に対する本取引にかかる債務またはその他一切の弊社に対する債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞した時。

(3) 弊社の Web サイトの運営若しくは弊社の電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為を行ったと弊社が認めた場合。

(4) お客様の弊社に対する債務（但し、本取引にかかる債務を除きます。）について差し入れている担保の目的物について仮差押、仮処分、差押、競売手続、滞納処分その他これ

らに類似の事実（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由を含みま
す。）が発生した時、またはこれらの申立、処分若しくは通知を受ける可能性のある事由
を生じた時。

（5）お客様が取引を行うにあたり、本システム、システム機器、通信機器、端末機器、接
続回線若しくはプログラムの不正な操作、改変等若しくは本システム以外のツール等によ
り、健全な取引通念上不適切、不適正な方法による取引または本システムでは通常実行で
きない取引を行ったと弊社が認めた場合。

（6）弊社が提供するレート等の情報の不正な取得若しくは利用、若しくはインターネット
のセキュリティの脆弱性の利用等、不適當、不適正な内容及び方法等により取引を行った
と弊社が認めた場合、またはそのおそれがあると弊社が認めた場合。

（7）お客様が本約款その他弊社が本取引に関して定める規定のうちいずれかの条項の一部
でも違反した時。

（8）お客様が本取引に関して弊社に対して有する債権と債務（期限の到来していない債務
を含みます。）の支払い通貨が異なる場合において、お客様の債務の額が債権の評価額の
80%を上回った場合。

（9）お客様の合計資産が0円を下回った（マイナスになった）場合で、弊社の要請にもか
かわらずお客様が直ちに入金若しくは保有するポジション（建玉）を決済する等により当
該合計資産を0円以上の状態にしない時。

（10）前各号の他、債権保全を必要とする相当の事由が生じた時。

3. 第1項各号のいずれかの事由が発生したと弊社が認めた場合には、お客様は、弊社に対
する全ての本取引にかかる債務について当然に期限の利益を失い、直ちに弊社に対して債
務を弁済するものとします。

4. お客様について、第2項各号の事由のいずれかが生じたと弊社が認めた場合には、弊社
の請求により、お客様は、弊社に対する全ての本取引にかかる債務について期限の利益を
失い、直ちに弊社に対して債務を弁済するものとします。

5. 第1項または第2項に基づく反対売買等を行った結果、お客様が預託された証拠金以上
の損失が生じた場合には、お客様は弊社に対して、当該損失と預託された証拠金の差額に
相当する金銭を直ちに支払うものとします。

第22条（差引計算）

1. 前条第3項または第4項の規定に基づきお客様が弊社に対する債務の期限の利益を喪失
した場合、弊社は、お客様が本取引に関して弊社に対して負担する一切の債務と弊社のお
客様に対する一切の債務（前条第1項または第2項に基づく決済後の本口座内の金銭の返
還債務を含みます。）を、相殺できるものとします。

2. 前項の相殺の場合には、弊社は事前の通知その他の手続きを省略し、お客様に代わり、本口座内の金銭の払戻しを受け、お客様の債務の弁済に充当する事ができるものとします。
3. 前二項によって差引計算を行う場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間の計算実行の日までとし、債権債務の利率については、弊社所定の利率によるものとし、また、債権及び債務の支払い通貨が異なる時には弊社の指定する通貨にて差引計算を行うものとし、通貨を換算する場合には弊社の指定する為替レートを適用するものとします。
4. 前項の他、弊社が顧客資産において通貨の転換が必要と合理的に認めた場合は、弊社の指定する為替レートを適用し、通貨を転換できるものとします。
5. 本条に基づく差引計算を行ってもなお残債務がある場合には、お客様は、弊社に対して、直ちに弁済を行うものとします。

第 23 条（担保及び占有物の処分）

お客様が本取引に関して弊社に対して負担する債務を本約款により定められる期限までに履行しない時は、弊社は、お客様が弊社に対して差し入れている証拠金その他の担保及び弊社が占有するお客様の外国通貨その他の財物について、お客様への通知、催告等を要せず、かつ法令上の手続きによらないで、任意に処分できるものとし、その処分により得られた金額から諸費用を差し引いた残額を、法定の順序にかかわらず弊社が指定する順序及び方法により、お客様の債務の弁済に充当する事ができるものとします。尚、外国通貨を処分する場合、その評価額は、外国為替相場の実勢レートに従い弊社が指定するレートに基づき円貨にて評価されるものとします。また、当該弁済充当を行ってもなお残債務がある場合には、お客様は、弊社に対して、直ちに弁済を行うものとします。

第 24 条（充当の指定）

弊社に対する債務の弁済または第 22 条の差引計算が行われる場合で、お客様の弁済額または差引計算の対象となるお客様の債権が、お客様の債務の全額を消滅させるのに足りない時は、弊社は、法令の順序にかかわらず弊社が指定する順序及び方法によりお客様の債務の弁済に充当する事ができるものとします。

第 25 条（遅延損害金の支払い）

お客様が弊社と行う本取引に関し、弊社に対する債務の履行を怠った時は、弊社は、履行期日の翌日より履行の日まで、年率 14.6%の割合による遅延損害金を申し受ける事ができるものとします。

第 26 条（債権譲渡等の禁止）

お客様が弊社に対して有する債権は、他に譲渡、質入れ、その他処分をする事ができないものとします。

第 27 条（報告）

お客様は、第 21 条第 1 項及び第 2 項の各号のいずれかの事由が生じた場合には、弊社に対して、直ちにその旨の報告をするものとします。

第 28 条（届出事項の変更）

弊社に届け出たお客様の氏名若しくは名称、住所若しくは事務所の所在地その他弊社が定める事項に変更があった時は、お客様は、弊社に対し直ちに弊社の所定の方法をもってその旨の届出をするものとします。

第 29 条（報告書等の作成及び提出）

1. お客様は、お客様にかかる本取引の内容その他について、日本国の政府機関等宛てに報告する事を日本国の法令等に基づき要求される場合には、弊社がかかる報告をする事を異議なく承諾するものとします。この場合、お客様は、弊社の指示に応じて、当該報告書その他の書類の作成に協力するものとします。

2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成及び提出に関して発生した一切の損害については、弊社に故意または重大な過失がない限り、弊社は免責されるものとします。

第 30 条（ポジション（建玉）の制限）

弊社は、法令等、行政機関からの規制等、自主規制機関の規制等、経済情勢、その他合理的な事情により、お客様が保有する事のできるポジション（建玉）の上限を制限する事ができます。

第 31 条（免責事項）

1. 次に掲げる損害については、弊社は、当該損害の原因について故意または重大な過失がない限り免責される事とします。

(1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変または相場の急変等の事由により、外国為替証拠金取引の注文執行、金銭の授受または寄託の手続き等が遅延し、または不能となった事により生じた損害。

(2) 外国為替市場の閉鎖または規則の変更等の事由により、お客様の外国為替証拠金取引にかかる注文に弊社が応じ得ない事により生じた損害。

(3) 各国政府の法令等、行政機関のガイドライン、規制等の新設・改廃または自主規制機関の規制等の新設・改廃により生じた損害。

(4) 電信、インターネットまたは郵便の誤謬または遅延等の事由（インターネット回線の混雑を含みます。）により生じた損害。

(5) 法令等、本約款に従って弊社が本人確認した上で、金銭の授受その他の処理を行った事に起因または関連して生じた損害。

(6) お客様の口座番号等をお客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、予め弊社に登録されている口座番号等との一致を弊社が確認して行った取引により生じた損害。

(7) お客様のコンピューターのハードウェアやソフトウェアの故障・誤作動、弊社のコンピューターシステムやソフトウェアの故障・誤作動、市場関係者や第三者が提供するシステム・オンライン・ソフトウェアの故障・誤作動等その他取引に係る一切のコンピューターのハードウェア・ソフトウェア・システム・オンラインの故障や誤作動により生じた損害。

(8) お客様の注文ミスまたはお客様が必要な確認を怠った為に、注文が約定され、または約定されなかった事により生じた損害。

(9) 本口座の機能の全部若しくは一部の停止、解約または強制決済等に基づきお客様に発生した損害。

(10) 本サービスによりお客様に提供された情報が正確性を欠いていた事により生じた損害。尚、かかる事由には、カウンターパーティからの異常レートの配信、またはシステムの故障その他の原因により、弊社 Web サイトに表示される高値若しくは安値の誤表示等を含みますが、これらに限られません。

(11) お客様が本サービスを利用して得られる数値、ニュース等の情報を、第三者（弊社の顧客を含む）への提供、営業目的での利用、加工または再配信等お客様の取引目的以外の目的で利用した事に関連して生じた損害。

(12) 国内の金融機関の休日または弊社の取扱時間外の為に、お客様の注文に応じ得ない事により生じた損害。

(13) 国内の金融機関の休日または弊社の取扱時間外の為に、本取引にかかる諸通知が遅延した事により生じた損害。

(14) その他弊社の責めによらない事由により生じた損害。

2. 相場急変動等によるカウンターパーティーからの異常レートの配信、システムの故障その他弊社の故意または重大な過失に基づかない原因により取引レートの誤表示（弊社の Web サイトに表示される高値若しくは安値の表示または円評価に関するレートの誤表示を含みます。）が発生した場合には、弊社は、当該レートに基づく一切の取引または円評価等を取り消す事ができるものとし、その損害について弊社は免責されるものとします。

また、相場急変動等によるカウンターパーティーからのレート配信の停止または異常レートの配信、システムの故障その他弊社の故意または重大な過失に基づかない原因により取引レート配信の停止が発生した場合も同様に、その損害について弊社は免責されるもの

とします。

3. システムの故障その他の事由により本システムに障害が発生した場合、弊社は、取引画面での表示その他の方法により、お客様に対して注意事項等の通知または公表を行うことがあります。お客様は、これらの弊社による通知・公表に十分に留意した上で、本取引を行うものとします。

第 32 条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しない事、及び次の各号のいずれにも該当しない事を表明し、かつ将来にわたっても該当しない事を確約するものとします。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する事。

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する事。

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する事。

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する事。

(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する事。

2. お客様は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わない事を確約するものとします。

(1) 暴力的な要求行為。

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて弊社の信用を毀損し、または弊社の業務を妨害する行為。

(5) その他前各号に準ずる行為。

第 33 条（本口座の停止または解約）

1. 次の各号のいずれかに該当し、またはお客様が第 21 条第 1 項、第 2 項に掲げる事項のいずれかに該当した時は、弊社は本口座の機能の全部または一部を停止できるものとし、お客様は停止された範囲において本口座での証拠金の出金、注文または決済等ができなくなります。

- (1) お客様が弊社に対し本口座、MT4 口座またはくりっく 365 口座の停止の申し入れをした時。
- (2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の停止を通告した時。
- (3) 第 41 条に定める本約款及び取引説明書の変更にお客様が同意しない時。
- (4) お客様が本約款第 6 条第 2 項に定める適格要件を欠く状態になったと弊社が合理的に判断した場合。
- (5) MT4 口座及び、くりっく 365 口座が停止された時。
- (6) 弊社により過誤入金がなされた時。
- (7) 前各号の他、やむを得ない事由により、弊社が取引を継続する事が不適切であると認めた場合。

2. 次の各号のいずれかに該当した時は、本口座は解約される事とします。

- (1) お客様が弊社に対し外国為替証拠金取引の本口座、MT4 口座またはくりっく 365 口座の解約の申し入れをした時。
- (2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の解約を通告した時。
- (3) 一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。
- (4) お客様がマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用する為に外国為替証拠金取引を行っている、または反社会的勢力の一員であると弊社が合理的に判断した場合。
- (5) 弊社がお客様に通知した口座番号等を、共同で使用し、または他人に貸与若しくは譲渡した場合。
- (6) お客様が本約款第 6 条第 2 項に定める適格要件を欠く状態になったと弊社が合理的に判断した場合。
- (7) MT4 口座またはくりっく 365 口座が解約された時。
- (8) 前各号の他、やむを得ない事由により、弊社が本口座を存置する事が不適切であると認めた場合。

3. 本口座の機能の全部または一部が停止される場合において、お客様が弊社と行う本取引のポジション（建玉）が残存する時、またはお客様の弊社に対する債務が残存する時は、弊社は、残存するポジション（建玉）を、お客様の計算において反対売買等により決済した上で、本約款第 22 条及び第 24 条に定めるところに従い、弊社とお客様の間の債権債務を清算できるものとします。尚、かかる清算を行っても残債務が残る場合には、お客様は弊社に対して、直ちに弁済を行うものとします。

4. 本口座が解約される場合において、お客様が弊社と行う本取引のポジション（建玉）が残存する時、またはお客様の弊社に対する債務が残存する時は、残存するポジション（建玉）を、お客様の計算において反対売買等により決済した上で、本約款第 22 条及び第 24

条に定めるところに従い、弊社とお客様の間の債権債務を清算するものとします。尚、かかる清算を行っても残債務が残る場合には、お客様は弊社に対して、直ちに弁済を行うものとします。

5. 前二項の場合に、発生した諸費用はお客様が負担するものとし、お客様はその都度弊社に対して支払うものとします。

6. 前三項に基づく清算の後、本口座内に余剰の金銭が残存している場合には、弊社は、お客様に対して当該金銭を返還するものとします。

7. 第1項に基づき本口座の機能の全部または一部が停止された場合、お客様が本口座の停止解除を申し出た時には、弊社が本口座の機能の全部または一部の停止を解除する事が相当であると判断した場合に、弊社の所定の方法に従い本口座の機能の全部または一部の停止が解除されるものとします。

8. 本契約の終了（終了の事由を問わず、期間満了も含む。）にかかわらず、第26条、第29条、第38条、第39条、第40条の効力は存続するものとします。

第34条（通知の効力）

1. 本約款における弊社からお客様に対する通知については、本約款に別段の定めがある場合を除き、弊社が運営するWebサイト上の情報閲覧サービスその他のサービスにおいて、通知の内容を確認できる状態にする事をもって、通知したものとみなします。

2. お客様の届け出た住所、事務所の所在地またはお客様のメールアドレス宛てに弊社によりなされた本取引に関する諸通知が、転居、不在その他弊社の責めに帰さない事由により、延着し、または到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第35条（取引報告書等について）

弊社は、原則として取引画面（携帯端末は除きます。）において閲覧可能なPDF等、電磁的方法による交付サービスにより、お客様の取引明細、保有ポジション（建玉）明細、残高明細等を記載した取引報告書等を発行するものとします。

第36条（取引内容の確認）

本システムを利用しての注文内容等について、お客様と弊社との間で疑義が生じた時は、本システムに保存されている記録内容（お客様が取引画面において入力したデータ等を含みます。）をもって解決するものとします。

第 37 条（個人情報の取り扱い）

弊社によるお客様の個人情報の取り扱い、利用目的等については、弊社が別途お客様に交付する書面にて通知し、または弊社が Web サイトにて別途公表するところに従うものとします。尚、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（犯罪収益移転防止法）に基づき、お客様の「本人確認記録」及び「取引記録」を、弊社にて最低 7 年間保管する必要があります。

第 38 条（取得情報の個人利用）

お客様は、本システムを利用して得られる数値、ニュース等の情報を、お客様の取引目的のみに利用するものとし、第三者への情報提供、営業目的での利用、情報の加工または再配信等、お客様の個人利用以外を目的とした利用を行ってはならないものとします。

第 39 条（適用される法律）

本約款は、日本国の法律に準拠し、日本国の法律に従い解釈されるものとします。

第 40 条（合意管轄）

お客様と弊社との間の本取引に関する訴訟については、法令に別段の定めのある場合を除き、弊社本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第 41 条（本約款の変更）

本約款は、法令等の新設・改廃、行政機関・自主規制機関の規制等の新設・改廃または監督官庁の指示により、またはその他必要が生じた時に改訂される事があります。尚、改訂の内容が、お客様の従来の特権を制限するまたはお客様に新たな義務を課すものである時は、弊社は、原則として弊社の運営する Web サイトにおける情報通信の方法により、お客様から当該変更について同意を頂くものとします。この場合、お客様は、原則として Web サイト等にて当該変更にご同意頂いた場合に限り、本約款の改訂後も本取引を継続できるものとします。尚、弊社は、かかる同意を頂いた後、お客様のご要望に応じ、書面にて新たな約款を送付するものとします。

第 42 条（その他）

本約款に定めのない事項または本約款の履行若しくは解釈につき疑義を生じた場合は、関係法令等に従う他、双方誠意を持って協議し円満解決を図るものとします。

以上

平成 15 年 11 月 10 日改訂
平成 19 年 9 月 30 日改訂
平成 20 年 10 月 27 日改訂
平成 21 年 2 月 16 日改訂
平成 22 年 2 月 8 日改訂
平成 22 年 7 月 24 日改訂
平成 23 年 12 月 19 日改訂

平成 19 年 3 月 12 日改訂
平成 19 年 11 月 5 日改訂
平成 20 年 11 月 10 日改訂
平成 21 年 3 月 2 日改訂
平成 22 年 3 月 1 日改訂
平成 22 年 10 月 4 日改訂
平成 24 年 11 月 26 日改訂

平成 19 年 5 月 21 日改訂
平成 20 年 10 月 6 日改訂
平成 20 年 12 月 22 日改訂
平成 21 年 6 月 1 日改訂
平成 22 年 3 月 15 日改訂
平成 22 年 12 月 13 日改訂